

廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令について



環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）施行規則の一部を改正することについて、平成21年2月23日から3月24日まで意見募集（パブリックコメント）を行っていましたが、意見の提出はありませんでした。

これを受けて、廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令が平成21年3月31日に公布、施行されました。

廃棄物処理法では、廃棄物処理センターの指定の申請に係る手続きについて法令又は告示にて定められていませんでしたが、今回の改正により、施行規則において定められました。

具体的には、廃棄物処理センターの指定の申請に係る手続きについて以下の事項を記載した申請書を環境大臣に提出することとなりました。

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 事務所の所在地

また、申請書には、以下の書類を添付することとなりました。

- 定款
- 登記事項証明書
- 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
- 法第15条の6各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 最近の事業年度における事業報告書、収支決算書、財産目録その他の法第15条の6各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2009年3月31日付 環境省ホームページ

土壌環境箇所 明石康伸